第二章　新聞記事に見る山鉾行事の近代

祇園祭と感染症

今中　崇文

本事業では、祇園祭山鉾行事の近代を明らかにするべく、明治以降に発行された新聞記事の調査も行ってきた。調査対象としたのは、京都の地方紙であり、現在の『京都新聞』の前身となる各紙である。『京都新聞』の起源は、明治十二年（一八七九）六月九日に創刊された『京都商事迅報』まで遡ることができる。同紙は、『商事迅報』（明治十二年）、『京都新報』（明治十四年）、『京都滋賀新報』（明治十五年）、『中外電報』（明治十七年）、『日出新聞』（明治十八年）『京都日出新聞』（明治三十年）と改題し、昭和十七年（一九四二）に『京都日日新聞』と合併して現在に至っている（京都新聞創刊一一〇年記念事業実行委員会社史編さん部会　一九八九）。これらのうち、現在、マイクロフィルムなどで紙面を確認することのできる『京都滋賀新報』、『日出新聞』、『京都日出新聞』などから祇園祭に関係する記事を抽出し、順次、翻刻を行っている。

本章では、これまでに翻刻した記事の中から、明治期に流行した伝染病であるコレラに関連する記事を取り上げた。コレラはコレラ菌で汚染された水や食物を摂取することによって感染する感染症で、現在のわが国ではきわめて稀な病気となっているが、明治期には幾度もの流行を繰り返し、全国的に大きな被害をもたらした。京都府でも、明治期の三十一年間を通して、患者九七四五人、死者七八七六人が確認されており、おもな法定伝染病（赤痢、腸チフス、発疹チフスなど）の中で死者数が最も多い（京都府立総合資料館　一九六九）。府内でコレラが大流行した年として、明治十年（一八七七）、十二年（一八七九）、十五年（一八八二）、十九年（一八八六）、二十三年（一八九〇）、二十八年（一八九五）、四十二～四十三年（一九〇九～一〇）が挙げられるが（京都府医師会医学史編纂室　一九八〇）、祇園祭は明治十二年、同十九年、同二十年（一八八七）、同二十八年の四度に渡ってコレラ流行を理由に日程変更を余儀なくされている（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課　二〇一一）。

全国的にコレラが大流行した明治十二年は、京都府でも死者が一千人を超え（京都市市政史編さん委員会　二〇〇九）、その影響を受けた祇園祭も前祭を十一月七日、後祭を同十四日に延期している。加えて、同月十六日に入洛が予定されていたドイツ皇孫ハインリッヒに山鉾を供覧するため、七日の巡行後にも山鉾を解体せず、十三日の後祭宵山では前祭の山鉾も駒形提灯に点灯し、囃子をしたので、空前の賑わいになったという。さらに、同月十五・十六日には、全山鉾が御所に参入し、勢揃いしたと伝えられる（祇園祭山鉾連合会　一九七四）[一]。

この年の日程変更については、調査対象とした各紙の創刊以前となるため、当時の記事を確認することはできていない。ただし、明治十七年や翌十八年の記事内での言及が確認され、いずれも、同年の日程変更が歴史的にも異例の事態であったこととして紹介されている（記事1、2）。また、当時、コレラへの感染原因のひとつとして考えられていた、暴飲暴食や腐敗しやすい食物の摂取を戒める記述も散見される（記事2、3）。

明治十二年とともに、コレラの被害が甚大であったのは、同十九年であった。この年、祇園祭では、前祭の神輿渡御を十一月十七日、後祭は二十四日へと延期しながら、前祭・後祭の山鉾巡行をその間の二十二日の一日で行うという異例の日程変更を行っている。京都府は、六月上旬までには大

きな私祭の執行停止を命じていたようで、各神社の信徒たちが過去に日程変更した前例がないか調査していると報じられている（記事4）。祇園祭の日程については協議中と記されているが、実際に祭礼が実施された十一月まで、祇園祭に関する記事を見ることはできなかった。

いよいよ十一月に入ると、市内でのコレラの流行も落ち着きを見せたようで、祇園祭に関する記事も増加する。同月上旬には、コレラ流行の沈静化を受け、祭礼実施の可否についての議論が沸き起こっていたようである（記事5、6）。京都府は同月八日に私祭と講会の停止を解除し（記事7）、府内の各神社では祭礼実施に向けた協議に入る（記事8）。祇園祭は、協議を重ねた上で、同月十七日に神幸祭、二十日にくじ取り式、二十二日に前祭・後祭合同の山鉾巡行とする日程を決定し（記事9、10）、それに従って祭礼を執行している（記事11、13、14）[二]。巡行翌日の二十三日は八坂神社の新嘗祭で、山鉾巡行の後宴も重なったことから、氏子地域が大いに賑わったことが伝えられている（記事16）。

なお、この年の日程変更は山鉾町にも大きなインパクトを与えたようで、明治二十一年（一八八八）の前祭宵山前（十二日）には、下京四組内の各総代と衛生組長が申し合わせ、衛生上の注意を促すための「衛生幻灯会」を開催する理由として挙げられている（記事23）。

翌二十年（一八八七）、祇園祭は前祭を五月七日、後祭を十日に執行している。市内の各神社では、前年の日程変更を受け、四月から祭礼執行に向けた議論が湧き上がっていたようである（記事18）。祇園祭は、当初、六月に執行という話が出ていたが（記事17）、祭礼費用の支出をめぐる議論ともあわせて清々講社と神事係による会合が行われ（記事19）、四月中旬から下旬ごろには前祭を五月七日、後祭を同月十日に執行されることが決定されたようである（記事20、21）。くじ取り式の様子が報じられたものの（記事22）、宵山や巡行当日の記事はとくに見られなかった。

その後も、日程変更や中止にまでは至らないものの、祭礼執行の是非はしばしば議論になっている。明治二十三年（一八九〇）は、コレラ以外の感染症への不安が見られるとともに（記事24）、不景気や米価高騰を理由とした山鉾巡行中止の意見が出ていることが報じられている（記事25、26、27）。とはいえ、引き続きコレラ流行への不安も大きかったようで、飲食物についての注意を促したり（記事28）、赤飯の売れ行き減少（記事29）を報じたりする記事が散見される。結局、この年の祇園祭は、「世直し景気直し」のために実施することが決定され（記事30）、つつがなく執行されたようである（記事31）。

明治二十八年（一八九五）は、山鉾建ての途中で祭礼中止になるという異例の年であった。当初、一部では秋に延期するべきという意見も出ていたようであるが、コレラの流行も落ち着いていたようで、例年通りの準備が進められていたことがうかがえる（記事33）。実際、七月に入ってからも、八坂神社が例年通りの日程で実施する旨の広告を掲載しており（記事34）、日程変更は想定していなかったようである。しかし、七月八日になって、上京・下京の両区長が八坂神社を訪問し、当時の秋山光条宮司に対して秋までの延期を提案したことが報じられている（記事35）。その際、両区長は、秋までの延期を提案し、提案が受け入れられない場合は差し止めの命令を出すつもりであると伝え、それに対して秋山宮司は自分一人の判断では決定できないと回答したとされる。その翌日（九日）、両区長は再び八坂神社において、氏子講社の各総代にも延期について諮ったようであるが、各総代は承諾せず、同日午前から複数の山鉾が山鉾建てを実施したことを伝

えている（記事36）。

事態を憂慮した京都府知事は、七月十日に祭礼差止めの布令を出すが（記事37）、その決断に至るまでに次のような動きがあったことが紹介されている（記事38）。布令発出の前日となる九日夜、下京区の衛生委員が臨時の衛生委員会を開催して祇園祭執行の可否について協議し、下京区の委員数名が例年通りの執行を強硬に主張したものの、無記名投票を行うこととなった。投票結果は直接知事に報告され、延期賛成が多数であったため、市参事会に臨んだ結果、清々講社の主だった人々を知事官邸に招いて十月までの延期を勧告することに決した。しかしながら、同時に、コレラの新規患者についての報告が相次いだため、勧告は見合わせ、府令発出を決めたとのことであった。

このようにして出された府令に対し、山鉾町の反応は様々であったようであるが、最終的には当番町である放下鉾町に代表者が集まり、協議の場が持たれたと報じられている（記事39）。そこで出された結論は、すでに鉾建てを行い、清々講社から交付された補助金と各町の経費の過半を使ってしまっており、すぐに山鉾を解体するのはもったいないので、一週間そのままにしておきたいというものであった。それに対する府の回答を伝える記事は見当たらないが、「十二日鉾取崩」と伝えられることから（祇園祭山鉾連合会 一九七四）、その要求は受け入れられなかったと考えられる。

この年は最終的に、神輿渡御を十月十一日（前祭）と十八日（後祭）へと変更し、山鉾巡行は前祭と後祭を合わせて十八日の一日で行うことになるが、その決定もぎりぎり直前になったようである。九月に入っても、日程以前に、祭礼自体を実施するかどうかについても結論が出ていなかったことがうかがえる（記事40、41）。当時、問題となっていたのは祭礼費用の不足であり、巡行は行わず、居祭りで実施するという意見もあったと報じられている（記事42）。この議論は最終的に、平安遷都千百年紀年祭（十月二十二日より三日間開催）と同じ、十月に執行することで決着するが、経費の問題などから、山鉾巡行は十四日の一日で実施することとなった。この決定に対して京都府は、清々講社の幹事等を府庁に呼び、コレラもまだ完全には収束していない上に、紀年祭もあって多数の人出も予想されることから、祇園祭を十一月に実施するよう説得したが応じられなかったと伝えている（記事43）。京都府は九月末をもって「私祭差止」を解除し（記事44）〔三〕、いよいよ祭礼実施に向けて動き出すこととなる。

このように、予定月になってようやく祭礼執行が決定されるという異例の事態ではあったが、直前になってさらなる日程変更が加えられることになる。すでに記したように、この年の山鉾巡行は十月十四日に実施する予定であったが、他府県からの紀年祭の観覧者を増やしたいという内貴甚三郎紀年祭委員長の要望に従い、記念祭開催日に近い十八日へと変更されるのである（記事46）。これでようやく日程が確定となり、感染症対策を講じながらではあるが（記事48、49）、祭礼に向けての盛り上がりがうかがえる記事も見える（記事47）。祭礼当日についても、コレラの流行に対する鬱憤を晴らすかのような様子を報じる記事が続いている（記事50、51、52）。ただし、山鉾巡行や後祭の神輿渡御については、間近に迫った紀年祭の記事に圧倒され、わずかに投書によってのみ無事の執行がうかがわれるに過ぎない（記事53）。

翌二十九年（一八九六）は、とくに大きな変更もなく、例年通りの祭礼執行となった（記事55）。ただし、前祭直前に下京区長から区内各組の衛生組長・幹事に対し、飲食を中心とする衛生上の注意についての告諭がな

されるなど、行政においてはなお感染対策が意識されていたようである（記事56）。しかし、祇園町は大いに賑わったようで、その様子が伝えられている（記事57）。ちなみに、明治二十六年（一八九三）に復興された祇園会練り物は、繁忙とコレラ流行への危惧を理由に、早々（五月末）に、前年に続いて中止を決定したと伝えている（記事54）。

これ以降、祇園祭に日程変更のような大きな影響を及ぼす流行はなくなり、関連記事からもコレラについての言及は見られなくなる。ただし、人々の間では、感染予防への意識は引き続き持ち続けられたようである。例えば、明治三十一年（一八九八）の前祭当日の様子を伝える記事では、錦の店（錦市場）で鯖や蛸の売れ行きが落ちたのは「衛生注意」の結果だと断じている（記事58）。翌三十二年（一八九九）にも、前祭直前（七月十五日）の松原警察署長による祇園祭に際しての衛生上の注意事項についての訓示が掲載されるなど（記事59）、とくに行政側においては大きな課題として意識され続けていたと考えられる。

明治期を通じて祇園祭は、さまざまな問題に直面し、それを乗り越えてきた。コレラの流行もその一つであり、当時の人々は日程変更という大きな決断をもって対処したのである。同時代の新聞記事は、断片的ではあるものの、その一端を後世の我々に示してくれる。これらの記事とその他の資料とを重ねわせて分析することにより、祇園祭山鉾行事の近代をより明らかにすることができると考える。引き続き丁寧に調査を進めていきたい。

〔注釈〕

（一）この際、ハインリッヒは岩倉具視とともに、十五日に南門前で山鉾見物をしたと伝える記事もある（記事12）。

（二）この年の山鉾巡行当日の出発時間について、神戸居留の外国人からの問い合わせが多かったことに配慮し、従来の午前八時から九時の間から午前十時半に改めたと報じられている（記事15）。

（三）京都府の「私祭差止」解除については、十月一日に京都府地方衛生会が開催され議論されたが、二・三の質問があっただけで、大多数をもって可決されたという（記事45）。

〔引用・参考文献〕

祇園祭山鉾連合会編『近世祇園祭山鉾巡行史』祇園祭山鉾連合会　一九七四年
京都市市政史編さん委員会編『市政の形成』（京都市政史第一巻）京都市　二〇〇九年
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編『写真でたどる祇園祭山鉾行事の近代』京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課　二〇一一年
京都新聞創刊一一〇年記念事業実行委員会社史編さん部会編『京都新聞一一〇年史』京都新聞創刊一一〇年記念事業実行委員会社史編さん部会　一九八九年
京都府医師会医学史編纂室編『京都の医学史』京都府医師会　一九八〇年
京都府立総合資料館編『京都府統計資料集』京都府　一九六九年

祇園祭とコレラ関連記事（翻刻）

〔凡　例〕

・本資料は京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査事業の一環として、『京都滋賀新報』、『日出新聞』及び『京都日出新聞』（いずれもマイクロフィルム版）を底本とし、明治十七年（一八八四）から同三十二年（一八九九）における祇園祭とコレラ関連記事を抽出したものである。

・底本の旧字体・異体字・旧仮名遣いについては、可能な限り、そのまま翻刻した。なお、変体仮名・合字は仮名に直した。

・誤字や文意が通じがたい箇所などに、翻刻文では当該語句の直後に（ママ）と付した。

・底本の印刷が不鮮明なために判読困難な箇所については、相当する文字数分の□を附している。

・記事の翻刻・校正は渡勇輝（佛教大学大学院）と福持昌之・今中崇文（京都市文化財保護課）が担当した。

［1］明治十七年（一八八四）七月二十四日『京都滋賀新報』

○祇園會　此程の降雨にて延引せし八阪祭十七日の山鉾ハ彌よ昨廿三日滞りなく曳歩きたるがこの延引せる理由は通行道筋のうち寺町通り松原上る邊の修繕揚句にて泥濘甚しきと松原通り東洞院の辻の大いに荒たるとの二ケ所のために去る十七日の朝今や曳山せんといふに當り俄に鉾町の人々が函谷鉾町へ集ひ種々討議の末遂に延引と定めその事を各町の辻々に張出したるなりき然るに或る古老の謂く京都に祇園會創設しより今年に至る迄官命にあらずして鉾町の者の自儘に延引せしは今回を以て初めとす抑もこの祭禮といふハ円融天皇の御宇貞観年中はじめて大政所の號を賜り祇園會と稱へ地祇（祇）を祭らせ給ふよりて日本六十餘州の地祇（祇）を集むるに□□據り六十六基の鉾を造り神霊をいさめられしを権與とす其後様々と形を變へ今の如く鉾を建て舞臺を組曳歩くことは鎌倉幕府の頃にはじまる古ハその山鉾の名も異にして山崎の定鉾、大舎人の笠鷺鉾、所々の跳鉾、家々の笠車、風流の造山、八撥の癖舞など稱へたりとか今その鉾の内残るもの四基あり洛東粟田と岡崎及び城南山崎等にあるよし尤もこれは大嘗會の作り山に擬せしものとかいふまた同祭の中絶せしを再興さるゝこと徳川二代将軍台徳院殿までに五回なりと鉾町の口碑に傳へたりとか左れども祭禮の延引せしは維新以前に在て皇族或ハ将軍の他界等にて音曲鳴物停止の節と明治十二年に悪病流行に付都て諸神祭を見合すべしと達せられし節十一月迄延引したるの他ハ曾てこれなく現に今を距る三十四五年以前俗に四條焼と唱ふる大火新京極道場より出火し高倉迄延焼なる節も更らに廷（延）引せず板圍の中を優々と囃子て曳歩きたりされば今年の如き僅二ケ所の損所のために延引せしは甚以て宜しからず這ハ世話町行事町に於て豫じめ道路を檢分し斯る場所ハその手當をなし古畳にても敷おくへきとなり云々との投書ありたり

［2］明治十八年（一八八五）七月十五日『日出新聞』

●祇園會　其起源ハ事舊たれど圓融天皇天禄元年六月十四日に始まり保元平治應仁等の國亂の爲め或ハ中絶或ハ祭期を延引し天正年間織田信長再興の後連綿たり然るに明治十一年（ママ）虎列拉の惨毒最も逞ましき節祭期を延し十一月に執行したる後祭期を前後するに至る程の天變知妖なし本年は春来季候不順にて未曾有の水災を来し其惨状は續々新聞紙にて報道し之を救濟せんとする慈善家も亦續々新聞紙面に顯はる此時に際して奢靡の祭禮を行なハんハ如何よにも忍びざる処又其入費たるや全國第一の大祭にて曳山鉾八基一基三百五十圓乃至四百圓舁山棚二十基は五十圓乃至八十圓合計四千餘圓を費やすべし此莫大の入費を今日不景氣窮々且水災惨怛たる中に抛擲とも決して神慮を休むるに足るべからず故に本年ハ座祭とし山鉾ハ市街より出さず虫干を為すに止めて費用を減じ其贏餘を以て罹災者を救助するの手當となさば同胞の義務も立べければ此事を其筋へ上願せんと上下京の有志者ハ協議なし居る由因みに曰ふ祭祀といへば兎角先飲食が先に立て之が入費も尠からず其上酒食に中毒られて頓發特發抔いふ恐ろしき拉的も生ずるものなるに特に本年ハ季候も不順なり例年の如くに思ふては發病は受合なり其身の可愛い人達は暴食暴飲慎しみ給へ

［3］明治十八年（一八八五）七月三十日『日出新聞』

●祇園會の景況　一昨日は豫ての日割の如く午前に山鉾の順行あり午后に神輿の還幸ありしが右祭禮の次第ハ例の如く別に變りしこともあらねどその變れる向は神輿渡御の例年と二時間許も遅かりし是は成べく時間を遅ら

せ河原をはじめ各商家の賑ひを来さんとの趣意なるよしまた氏子町々各家の表向ハこれも毎年に差ひはあらざれども其内幕をさし覗けば来客のあるは稀にして雪洞の被せし燭臺の側に談笑する人もなく偶人の對坐すれば碁石を弄するパチ〳〵の音のみなりしは腐敗し易き食物を食すより氷水でも飲み石を弄するが堅しと思ひしものか否これも近来の流行物なるかの不景気の影響なるべしこれに引變いと盛んに見えしハ祭禮通行の辻々に出店せし氷店にしていづ所の辻も中々に景気は能かりし割には客の尠きハこれも前同斷なるか

［4］明治十九年（一八八六）六月十日『日出新聞』

●私祭の期日　虎列刺病流行のため大私祭の執行を停止せしにつき京都市中及び近村にて此程祭事を營まんと既に神輿をお旅所へ舁出しおける向もありしが右停止のため一旦神庫へ納めたれども信徒等ハいづれもいまだ祭事の濟ぬを懸念し古例を調べたる處上下御霊神社は八月十八日宗像神社は十月十六日藤森神社は十月十六日今宮神社ハ十月九日愛宕神社ハ十月廿八日の先例あるよしまた京都の大祭たる八阪神社の私祭は古来六月七日十四日なりしを近来七月十七日廿四日に改正しまた去年より七月廿一日廿八日とせしが去る明治十二年に虎列刺病流行に際し神事を停止せし節十一月七日十四日に行なひし例あるを以て本年もこれ迄に開停されなばいづれも此日を祭日にせんと協議中のよしなりといふ

［5］明治十九年（一八八六）十一月五日『日出新聞』

●私祭の許否　京都の虎列刺も追々消滅に近きたればとて過日来私祭許可の儀を願出づる向も多きよしなるが未だ何れも許可せられず聞くところに拠れば其筋にては右許否の意見を夫々へ問合されたる趣なるが撿疫醫などの意見にては成るほど眞成の虎列刺は日々僅に両三名に過ぎざれども吐瀉単發又は兼發にて殆ど虎列刺に變症せんの恐れあるもの日々十名内外もあるの今日なれば此際遽に私祭を許可したらんには暴飲暴食のため復又新患者を増さんも計られず左れば今二週間計りの間能く實況を察して然る後ち許否を決する方よろしからんとのことなるよし

［6］明治十九年（一八八六）十一月七日『日出新聞』

●私祭幷講會　私祭幷に講會解停の儀に付ては上下京區人民より數度歎願ありたるに付撿疫本部にても上下京區長撿疫本部長幷に半井撿疫顧問等の意見を問合せたるに獨り下京支部長のみ異論ありたれども撿疫本部に於ては最早今日に許可せざるときは上下京區幷に接近町村に在る廿餘社の私祭を執行する時期無之に付許可相成度旨上申なりたるをもて多分私祭は不日許可になるべしと云ふ

［7］明治十九年（一八八六）十一月九日『日出新聞』

●私祭及諸講會の解停　流行病豫防のため停止中なりし官國幣社私祭及び府社以下の神祭其他諸講會等は昨日府令第四十五號を以て京都府より管内へ達せらる

［8］明治十九年（一八八六）十一月十日『日出新聞』

●私祭の協議　京都私祭は祇園。上御霊。下御霊。稲荷。今宮。日吉。蛭子。粟田。松尾等なるが此中稲荷のみは五月九日を以て執行し同十二日より停止に付何れも未執行の中に入りしが一昨八日を以て解停ありしに

付各神社の氏子は昨日より集會して祭典の事を協議なし居れりといふ

［9］明治十九年（一八八六）十一月十一日『日出新聞』

●各社私祭に付諭達　去る八日京都府より私祭及び講會等を許可せられしより洛東の粟田祭は来る十五日に執行する旨を其筋へ届け出しが本年は神幸を止め居祭りにするよしまた祇園會はいまだ確とは分らざれども来る十七日に執行せんと相談中のよし右に就て一昨日下京區役所より同區各組へ私祭講會解停に相成しにつきては自然鯖の鮨章魚赤飯等の不良不消化物の食物を暴食し拉病を誘發致し候ては容易ならぬ次第にこれあり候條右食用せざる様各人民へ諭達方嚴しく取計ひなされべく云々と達せられたり

［10］明治十九年（一八八六）十一月十三日『日出新聞』

●祇園祭　本月八日私祭の停止を解かれたるに付八坂神社私祭を行ふことになりしが其日割は十一月十四日鉾囃子初○仝日御輿洗○十五日吉符入○十七日御輿御神幸○十八日鉾立○十九日兒社参○二十日鉾曳初○仝日山建○二十一日鉾巡番鬮取○二十二日山鉾巡行（舊七日十四日合併）○二十四日御輿御還幸○二十八日御輿洗と定めたるよし

［11］明治十九年（一八八六）十一月十八日『日出新聞』

●鬮取　舊七日分曳鉾五基山棚十四基あり舊十四日分山棚九基の鬮取りは来る廿日京都府に於て行ふと

［12］明治十九年（一八八六）十一月十八日『日出新聞』

●祇園會　同會は今を距ること九百十五年前圓融天皇の御宇天禄元年より明治元年に至る殆ど九百年間毎年六月七日十四日の両日を以て山鉾巡行神輿の渡御を行ひ来りし處明治五年に太陽暦と改まりしより其後は七月十七日と同じく廿四日と定めしが明治十二年虎列刺病流行に付諸社の私祭を停められ十一月七日十四日の両日に山鉾の巡行をなしたり然るに其比はお取拂にもなるべきの風説ありし京都皇居も永世御保存の旨仰出され御苑を開かれたるにより上下京區民は大に悦び何とかして之を祝せんと思ふ折柄獨逸國皇孫殿下の京都に来られければこれ幸ひなりとて同祭の山鉾を京都皇居御苑内に曳き入れ其巡行する姿を皇孫殿下の覧に供せんとのことゝなり同殿下は南門の前に於て贈太政大臣岩倉具視公と倶に見物せられしは十一月十五日にして右祭事執行の翌日なりしがまた本年も虎列刺病の爲め祭日を延期せられ来る廿ニ日を以て（七日十四日両日の）山と鉾との巡行を爲すことになりしは實に珍らしきことにて七日分十四日分の両祭を一度に執行するは實に今回が嚆矢なりと云へり

［13］明治十九年（一八八六）十一月十九日『日出新聞』

●八阪神祭のお出祭　一昨十七日は豫て報道せし如く八坂神社のお出祭にして三基の神輿は本社を出てお旅所へ渡御せしは例年に變ることなかりしが例もは帷子を着て居てさへ暑さに堪がたき姿なるに引かへ綿入を着ても寒さうなる面色なりし紘召の武者が扇づかひの出来ざりしは行裝中の變りにてまた氏子の家々では例年宵宮まつりより當夜へかけて各家ともいと美々しく飾り立名画の屏風などを引繞らし碁を圍者茶を烹る者ありて殊の外賑はふことゆゑまた夫を見んとて人々も大勢出かけることなれど本年

は何分時候外の神祭なれば大体の家では夏期の飾り器具は准備もあれど冬期の分はチトむつかしい向もあるゆゑか日が暮ると幕を外し表の戸を鎖し寂寥としたる有様なりし

［14］明治十九年（一八八六）十一月二十一日『日出新聞』

●山鉾の順　明廿二日祇園祭に付鉾幷山の順序を聞くに薙刀。函谷。鶏鉾。月鉾。占出山。孟宗山。郭巨山。太子山。錦天神山。木賊刈山。油天神山。山伏山。蘆刈山。白楽天山。伯牙山。保昌山（以上例年七日分）観音山。橋弁慶。黒主。役行者。常明。鯉。鈴鹿。観音（以上例年十四日）分なり

［15］明治十九年（一八八六）十一月二十一日『日出新聞』

●山鉾曳出の刻限　来る廿二日祇園山鉾は総て巡行あるに付神戸居留外國人等よりその曳出し時間を態々京都に問合せ越すに付是迄は午前八九時の間を以てせしが右にては大坂神戸等より見物に来る人の後の祭となりては遺憾に付午前第二列車の京都に着する時刻即ち午前十時三十分頃より曳出すことに定めたる旨を回答したるよし

［16］明治十九年（一八八六）十一月二十五日『日出新聞』

●大祭日の賑　一昨廿三日の新嘗祭は祇園の會の宵宮と山鉾祭の後宴を兼たればその氏子中は何處も店頭の間及び坐敷を飾り圍碁将棊を弄し或ひは諸方へ遊歩に出かくるにより新京極は晝夜人々が群集したりまた伏見街道は藤の森の私祭と稲荷の能樂および通天の紅葉を見んとて非常の賑はひなりしも短日と寒気のために藤の森の競馬はなく祭禮も走るがごとく通りゆきたり稲荷の能樂は見物多く殊に金剛の道成寺は大いに喝采を得たりと聞く

［17］明治二十年（一八八七）四月六日『日出新聞』

●祇園會の相談　去年は虎列剌のために何處の私祭も差止られていづれも漸く十一月に行ひたるより本年もまた去年の如き不幸に遭遇なば折角一年に一度の私祭も延引せざるを得ずとて既に大津の四の宮祭の如きも去る三日に執行したるにより京都の祇園會も改暦後は七月と改めたれども當年よりはまた元の如く六月に私祭を執行せんといふ者続々と輩出により此程も氏子等が打集相談せしに中には依然例年の通り七月に行なはんといふ者あり是等は皆祇園會を當に夏物を販賣せんといふにありていまだ決議には至らねども多分六月に執行することになるべしといふ

［18］明治二十年（一八八七）四月九日『日出新聞』

●私祭　前號に記せし如く京都諸神社の私祭は可成本月中に執行し了るか左なくば来る十月以後に遷延すべしとの事より下御霊神社の氏子は一昨日俄かに協議し本月十八日出輿廿四日神幸と定め又上御霊神社の氏子も同日集會決議の上本月十三日出輿。十八日神幸と定めいづれも昨日右の趣きを其筋へ届出たり其他今宮神社の氏子は昨日集會して協議を遂ぐる由なれば是亦た不日決着すべし又八坂神社は前號に豫定の日限を記載せしが何分神事を執行するには第一費用支出の點にある事ゆゑ各講社の諾否を聞かざれば到底何事も行ひ難しとて昨日午後より八坂神社西の間にて各講社及神事掛が寄合ひ第一費金支出を謀り第二右豫定の日限の可否を談じて而して其筋へ届け出る筈にて一両日の猶豫を區長まで申し出たるよし

［19］明治二十年（一八八七）四月八日『日出新聞』

●祭費徴収方法　京都諸神社中八坂神社は尤も其關係の廣きゆゑ随て年々擧行する私祭費用の徴収法に至ても頗る面倒なる事あり殊に昨今両年の如き私祭の時日を變更するときは一層苦情の多きにより自今其神事費徴収方法を定め即ち来る廿一年度より氏子中表家一銭。裏家五厘づゝを毎月徴収する事に決し愈よ来る六月より實施するといふ

［20］明治二十年（一八八七）四月三十日『日出新聞』

●山鉾抽籤　八坂神社の山鉾町々総代より来る五月五日例年の如く京都府廳に於て山鉾巡行順番抽籤執行相成度旨昨日出願に及びたりと

［21］明治二十年（一八八七）五月三日『日出新聞』

原本下部破損

●祇園祭り　は例年盛夏の頃なるに例□□的のために早められ昨日が神幸で七日が山□の引廻しとなりたるより市中の各所に氷□□の店を出し四條河原には納涼臺を出しかは□提燈を賣り出すなど何となく祇園祭りらし□風情を現したり最も魚類は例に依て餘程騰貴たり

［22］明治二十年（一八八七）五月六日『日出新聞』

●山鉾抽籤　昨五日京都府廳に於て明七日と十日に順行する祇園祭り山鉾の抽籤を行ひし處七日の分は長刀鉾（抽籤外）太子山。伯牙山。油天神山。函谷鉾（抽籤外）山伏山。木賊刈山。占出山。月鉾。保昌山。白樂天山。孟宗山。鶏鉾。錦天神山。芦刈山。郭巨山。放下鉾（抽籤外）岩戸山（同上）にして十日の分は北観音山（抽籤外）橋辨慶山（同上）黒主山。鯉山。鈴鹿山。常明山。役行者山。八幡山。南観音山（抽籤外）なりといふ

［23］明治二十一年（一八八八）七月十一日『日出新聞』

●衛生幻燈會　下京四組内各總代衛生組長が申合せ近日八坂神社私祭に付暴飲暴食するものありては復た先年の如き不幸を見るに至るも計られず此際人民の注意を促すため幻燈器械を用ひ衛生の必用を知らしめんと協議一決し明十二日の夜六時より同組尋常小學校に於て同會を開くといへり

［24］明治二十三年（一八九〇）五月二日『日出新聞』

●私祭に就ての注意　本年は氣候殊に不順にして寒暖常なく左なきだに病人多きに追々各神社の私祭日近き例の赤飯。棒鱈。鯖鮓抔種々の不消化物を食ふて下痢病でも起してはと其心配より上下京區長は昨日各戸へ諭達を廻はして不消化物の過食を注意したる由因みに記す本年一月以来京都の傳染病者を聞くに腸窒扶斯病六十六人實布的里亜病十四人赤痢一人合計八十一人なりと

［25］明治二十三年（一八九〇）六月六日『日出新聞』

●祇園祭りの相談　祇園神社氏子総代は昨五日午后より該神社内に集會し来月執行する祇園祭りの事に付協議せし由なるが本年は世上不景氣のため祭典を遠慮せんかなどいふ氏子もありし由

［26］明治二十三年（一八九〇）六月十五日『日出新聞』

●山鉾巡行の見合せ　来月十七日と廿四日との祇園祭りに例年の如く山鉾

を巡行させるとの事は過日の氏子惣代相談會にて一旦は決したれど目下米價は益々騰貴し細民は日々殖ゑ中には飢餓に迫るものさへあるに謂ば無用の費へを以て山鉾など曳出すは何如あるべきか去れば本年山鉾の巡行丈けは見合する方世間に對しての聞えもよろしく又氏子に取りても本懐なるべしといふもの續々ありて頻りに頑固の老人を説伏をるといへば事によると見合せる事になるかも知れずといへり

［27］明治二十三年（一八九〇）六月二十五日『日出新聞』

●鉾町の苦情　来る七月十七日。二十四日の両日祇園私祭に付清々講社にては例年の通り山鉾を曳き出すべしと主張するも鶏。月。船の三鉾は目今の不景氣に際しては鉾の巡行を止めて其代りに貧民救助の爲め若干の金額を義捐するに若かずとの説もあり殊に船鉾は焼失以来昨年初めて曳出したるも其車は借物を以て間に合せたる位なれば猶更無用の出費を要することゆゑ本年は飾り立てと祇園囃子をなすのみに止め巡行は見合すべしとて右三鉾の鉾町にては清々講社との間に意見を異にし未だ都合よく纏るの塲合に至らずとのこと

［28］明治二十三年（一八九〇）七月十二日『日出新聞』

●祇園私祭に就きての注意　祇園私祭を執行するに就きては暑氣の折柄不良の魚類其他の飲食物を用ひ爲めに虎列剌等を誘發しては實に市民の不幸なるに依り同祭には不良の飲食物は勿論鯖鮓其他不消化物を用ひざる様京都衛生會幹事組長より同祭各聯合部内へ注意したるよし

［29］明治二十三年（一八九〇）七月十七日『日出新聞』

●赤飯の賣口　祇園神事に京の市中が家毎に赤飯を蒸して来客に饗するは一般の常例なれど本年は流行性感冒の盛んなるが上にチョコ〳〵虎的のお見舞もある處ろからコイツ危険と用心深い衛生家がグット手を扣へたると米價の昇騰と世の不景氣がメッキリ影響て昨年に比ぶれば二三割も注文少なく斯う賣口が遠くてはと米屋と餅屋は泣言タラ〳〵其癖相場は一升十二銭で至て儲けも薄いさうです。

［30］明治二十三年（一八九〇）七月六日『日出新聞』

●祇園祭の届出　出すの出さぬのと一時紛紜のありし祇園會の山鉾もいよ〳〵世直し景氣直しの爲めに曳出すことゝなり八坂神社宮司及び氏子総代より下京區役所へ届出たる祭典の日割は来る十日神輿洗十二日兒社参。十三日鉾建十五日山建及び鉾曳初。十七日神幸。廿四日還幸。廿八日神輿洗なりと又来る十二日には例年の通り京都府に於て鬮引を以て山鉾の順番を定むるとのことなり

［31］明治二十三年（一八九〇）七月十八日『日出新聞』

●晝の内の祇園祭　昨日は娘子供が一日二日と指折かぞへて待戀れたる祇園祭り。此頃中照り續きたる好天氣に日光を見たばかりでも眼の暈む眞日中を物ともせず店頭に飾り立たる金屏風の前。毛氈絨緞の上に着飾て居並びたる娘さんや坊さんも御時節柄にと云ふ老人の注意でもあるか今年は格別際立たる衣裳は着けず先づ一寸赤ケット」を敷て子供には縮みの單衣位ゐ着せた家が十中の七八□何かいろ〳〵な流行病の噂さが高いので滅多なものを差上げてもと一々主人の弁解する御馳走は當例の赤飯と

煮〆。棒鱈か高野豆腐を下物に一猪口参る内に吸物焼肴の一二種も出るのが最上の口にて大抵は赤飯お煮〆で打切りの家が多かりしとは矢張り不景氣〳〵の聲が人々の頭に染み込んで居るゆゑならん只安外に當つたものは寒氷〳〵とタラ〳〵玉の汗を流して呼び歩行く氷賣シヤボン玉屋は相替らず否相變つて今年は續々大勢繰出したれど子供が怜悧に成たか親達が銭を宛はぬか頓と一向に買人はなく大抵は山鉾の来るのを今か〳〵と待つ計り傍山鉾は例年の通り長刀鉾が眞先に立て午前九時頃よりコンチキチン〳〵と曳出したるが囃方の揃衣裳は同じ安物ながら幾分か見劣りのしたるもまた不景氣とか時節柄と云ふ口上一寸が若衆の気勢を挫いた加減か。新京極は山鉾の見物かた〴〵でゾロゾロ素通りの客はあれど席に入るものは其割には少なく各花街も眞逆に炎天を冒して進撃する程の熱心家もないと見えて晝の間は一向に閑暇の様子にて却て此方からお見舞に出掛けて細君に内々不平を起させる藝舞妓のチラホラありし位の事なりしと勿論夜に入て颯々冷風の起時分からは人出も多くなりいろ〳〵新聞種も出来て一体に景氣の出るは必定なれば尚ほ夜間の盛況は篤と實見の上再び書立ることゝし先づ晝間の摸様は此邊の處にて筆を摺べし傍又筆の序でに一昨夜宵宮の書残しを記せば山鉾のある町には夕方より十時頃までの間ギツシリ詰つて身動も出来ぬ程の雑沓にて巡査は臨時非直を廃止して残らず警護の爲めに出張する始末。四條磧の納涼もナカ〳〵の混雑にて藤屋浪華亭竹村屋菊水抔相應の客ありし併し各花街は毎年箱切れとなる宵宮の夜に珍らしくも今年は箱切れどころか中には一日一晩お茶を挽たものもありしと兎に角お祭〳〵と喧しく囃立てドヤ〳〵押出せど畢竟空元氣ばかりで一体に潤澤は少なき塩梅なりと評判せり

[32] 明治二十六年（一八九三）七月四日 『日出新聞』

●衛生組長幹事會　下京區の各衛生組長幹事會は昨日午前十時より同區役所に集會し祇園祭も近づきたるに附き此際飲食物を始め清潔法等に付き區内各戸に注意を與ふること幷に虎列刺患者も已に二人を出したるに附き之れに對する豫防法を行ふこと等を協議せり當日府廳よりも福田屬が出張して衛生上二三の打合せを爲したる由

[33] 明治二十八年（一八九五）六月三十日 『日出新聞』

●祇園祭　曩頃より或一部にては惡病流行につき同祭典を秋季まで延期すべしとの説ありしが其後該病勢も增進の摸様なく旁々延期の必要もなかるべしとて山鉾町々にては既に其準備をなし明一日吉符入をなし同夜より集會所二階に於て祇園囃子の稽古初めを爲す由また両三年前より出さゞり し白樂天山も本年は博覧會の餘興として成るべく曳出すこととせんと目下當番幹事にて協議中なりと其神事順序は左の如し

七月一日吉符入〇同十日鉾建〇同十日神輿洗〇同十一日鉾稚兒社參〇同十一日車掛〇同十四日舁山建〇同十五日鉾曳初〇同十五日□番鬮取〇同十七日午前山鉾巡行午後神輿神行〇後祭（廿四日祭）同十八日両観音山建〇同廿一日山建〇同廿二日観音山曳初〇同廿四日午前山巡行午後神輿還行〇同神輿洗

[34] 明治二十八年（一八九五）七月六日 『日出新聞』 広告欄

祇園祭

七月十日神輿洗同十一日鉾稚兒社參十五日鉾曳初

七月十七日山鉾巡行同同日神幸同廿二日山曳物

同廿四日山巡行同同日還幸同廿八日神輿洗

右例年之通執行候事

明治廿八年七月八阪神社々務所

［35］明治二十八年（一八九五）七月九日『日出新聞』

●祇園會延期の事に就て　昨日午前八時より辻下京區長增田上京區長の両氏は來る十一日より執行する祇園會の事に就き秋山宮司に對して懇談する所なりし由なるが其要旨は目下悪疫□延の兆候ありて日々十餘人の新患者を出だす有様なれば此際祭禮を執行して飲食其度を過すが如きは病毒蔓延の原因なれば成る可く秋まで延期するやう致したきことなり万一其運びに至らざる時は其筋にては止むを得ず差留めの命令を下だすべしとの事なれども命令に依りて延期するが如きは餘り面白きことにもあらねば兎も角秋まで延期することしては如何と云ふに在りし由なるが秋山氏は祭禮のことは宮司一己の考へにも決定し難きを以て更に講社と協議の上孰れとも決する筈にて本日午後三時より清々講社幹事総取締等と會して右延期のことに付協議する筈なりと云ふ

［36］明治二十八年（一八九五）七月十日『日出新聞』

●祇園會延期に就て　目下悪疫流行につき祇園會延期のことを上下両區長より秋山宮司に懇談せしことは既に前號に記載せしが両區長は尚も一昨日八坂神社に於て氏子講社の各総代に對し右の協議をなさんとせしも各総代は之に應ぜず既に山鉾の補助費をも受け夫々準備をなしたる今日其協議には應じ難し若し是非延期せんとならば知事より命令あるべしとて既に昨九日午前より長刀、函谷、月、雉（鶏）、放下、船の各鉾及岩戸山等は組立をなし且つ車止札を其町々に掲示したりと

［37］明治二十八年（一八九五）七月十一日『日出新聞』

●祭禮差止の布令　京都府知事は虎疫の蔓延を憂へ昨日府令第五十六號を以て官國幣社を始め府社以下の祭禮を差止めたり其文左の如し

目下虎列刺病流行に付當分の内官國幣社私祭及府社以下祭禮等人民の群集を差止む

但し本令は發布の日より執行す

［38］明治二十八年（一八九五）七月十一日『日出新聞』

●禮祭（祭禮）差止に就て　祇園祭執行の可否に付ては過般來當局者の間に種々の議論あり一昨夜臨時衛生委員会の議に上りしが下京區の同委員數名は堅く執行説を主張したれども結局無記名投票を以て可否を決することと爲り直ちに投票したるが其投票は書記及び衛生課員立會の上開票して知事に報告し各委員には示さゞりしも延期説多數なりし由にて知事は昨日の市参事會に臨み同祭執行の可否を協議せし處今一應清々講社員の重もなる人々を知事官邸に招き來る十月まで延期する様勸告せんとのことに略ぼ一決したる折柄續々虎列刺病新患者發生の報告達したれば今は猶豫すべきにあらずとて右の勸告を見合せ別項に記する如く斷然府令を以て各神社の私祭を差止むることに決せしなりと云ふ

［39］明治二十八年（一八九五）七月十二日『日出新聞』

●祇園會延期餘聞　京都府知事は府令を以て官國幣社及び府社以下の祭禮

を停止せしことは既に報道せしが一昨日午後三時右の府令の八坂私祭各鉾町に達するや或は直ちに建鉾を取毀さんと云ひ或は一應各鉾町々にて協議せんと云ひ終に同夜當番幹事町（放下 鉾町）に集會し各鉾町より出席して協議せしに講社より交付せし補助金を始め各鉾町の經費は既に過半を消費なし夫々鉾を建て了りしに今直ちに取毀つは如何にも殘念なれば昨日より一週間此儘に差置き衛生のことは充分に注意をなし以て祭日を經過したしと昨日各鉾町より京都府に出願し特別の許可を請ひたるが今朝は何分の沙汰あるべき筈なりと

[40] 明治二十八年（一八九五）九月十五日 『日出新聞』

●祇園祭見合せの説　本年の祇園祭は鉾立の間際に際し虎列刺病流行の為め差止められたれば清々講社の幹事中には来十月十七日と二十四日の両日を以て執行せんとの議ある由なるが鉾町にては過般差止の府令出づるまでに祭典費の三分の一を消費したることゆゑ来月執行するには此不足金を補充すること困難なれば本年は断じて祭典を見合すべしと云ひ居るもある趣きにて近日幹事會を開き議定する筈なりと

[41] 明治二十八年（一八九五）九月十八日 『日出新聞』

●紀念祭早や近し　（二）

○祇園祭は如何相成るぞ、費用が何うの斯うのとて見合せんと云ふ評判あり、実に驚き入る、是れはお定りの手段にて、費用を強請に過ぎざる可きも、斯る時に彼の鉾出さぬと云ふことあるべきや、況して今年は祇園會の延期したるをや、唯だ出す許りか、博覧會の前までもソレやれ〳〵と挽き出すべし

○博物舘は来春ならでは開場せられぬとやら、是非無き次第なれども、彼の建築の竣攻したる高大なる寶庫の縦覧相叶はんには、責てもの喜びなり、

○壬生狂言の見合せ苦が〳〵し、仮面の陳列も好けれども、仮面着せた人形の桶取なんぞの作物は如何にや、農事忙がしとて何程の手間も掛るまじ、

○牛祭も造り物して見せたきものなり、太秦は嵐山の紅葉見の往来道、此の愛嬌物あらんには大儲けなるべし、

○今宮のやすらひ祭り、是れも造り物の工夫の出来ざるにや、

○家々秘藏の金屏風の競争會は是非に遣らざるを得ず、三十日と云ふては日數長が過ぎるべし、お祭りの前後を併せて少くとも三日は、上京も下京も自慢競とすべし、尤も他より借り來りて、我物顔するも妨げなし、

[42] 明治二十八年（一八九五）九月二十七日 『日出新聞』

●祇園會は居祭　本年の祇園會は鉾建の前日に至り祭禮停止の府令出でたれば各鉾町は清々講社より交附せし祭典費の殆んど三分二を費消し差向き之れを補充するの途なしとて本年は此儘祭禮を見合はすべしと主張せる向きもありしが氏神の祭禮を廢するは氏子として有るまじきことなるのみならず紀念祭の爲め滿都装飾の計畫もある折柄なれば旁々来月を以て例年通り祭禮を行ふべしとの説多數なるより鉾町にては本年に限り居祭と爲し山鉾の巡行のみ廢して各町に飾付け置くことに爲さんと昨今頻りに評議を凝らし居る由

[43] 明治二十八年（一八九五）九月二十九日 『日出新聞』

●祇園祭　虎列刺病の爲め延引となりたる祇園祭は費用の都合に依り本年

は居祭にせんとの議もありしが一昨日八坂神社々務所に於て鉾町氏子総代清々講社幹事等の協議會を開き種々議論の末結局神輿の渡御山鉾の巡行等凡べて例年の通り執行することに決したり其次第は左の如し

十月三日　神輿洗○同日　稚兒社參○七日　神輿四條御旅所へ神幸○十日鉾建○十二日　鉾曳初○同日　山建○十四日　山鉾巡行、神輿還幸

例年は七月十七日と二十四日の両日なれども本年は紀念祭時代祭等あり又經費の都合もあるにより來月十四日の一日に両日分各山鉾の巡行を爲すこととし其順路は例年通りなれども混雑を防ぐ爲め十七日祭の鉾が四條通寺町を南へ曲るを俟て二十四日祭の山鉾は三條通より寺町に出で四條通を西へ巡行することと爲して車掛けを省き尚ほ鉾の稚兒は絽の衣裳を着くる例なれども秋冷の際ゆゑ羽織袴の扮装と爲す由因に記す渡邊知事は昨日八坂神社宮司清々講社幹事等を府廳へ召集し來月は未だ惡疫全滅とも云ひがたく殊に紀念祭の爲め市中大に賑ふべきも十一月に至れば一時に火の消へたる如く非常の冷況を見るべければ祇園祭を十一月に執行し他地方の人々を京都に誘ふて市内の賑ひを來す方得策ならんと勸誘せしも已に前記の通り來月十四日を以て執行することに決議し且つ十一月に至れば年末に近づきて人氣振はず稚兒の衣裳までも新調せざるべからずして大に經費を要するに付き折角の勸告なれども之れに應ぜざる意向なりと云

[44] 明治二十八年（一八九五）十月一日　『日出新聞』

●私祭差止を解く　豫て報ぜし如く昨日愈々京都府令第七十三號を以て京都市一般へ本年七月府令第五十六號（私祭々禮當分差止の件）は本日限之を廃止する旨達したり

[45] 明治二十八年（一八九五）十月一日　『日出新聞』

●京都府地方衛生會　仝會は昨日午前九時より府廳式場に於て開會本部書記官議長席に着き本年七月府令第五十六號を十月一日限り廃止し私祭停止を解くの件を議せしに二三の質問あり結局大多數を以て之れを可決し次に協議案として赤痢及び腸窒扶斯患者を避病院に入院せしむるの可否を諮りしに左の如く異議なく可決せり

一入院を希望するもの

一旅人にして看護治療共に行届かずと認むるもの

一學校工場等の寄宿舎又は宿屋等汎く傳播の虞ありと認むるもの

一家屋狭隘にして多數の家族群居し一家傳染の恐れあるもの

以上第二項以下は努めて懇諭し承諾せしめたる上入院の手續きを爲し苟くも意に反して強制するが如き入院厭忌の情を起さゞらしむるを要す

尚ほ伏見船舶檢疫所、七條瀛車檢疫所、蹴上船舶檢疫所を十月一日より廃止する協議案は次回まで延期することとし正午閉會せり

[46] 明治二十八年（一八九五）十月一日　『日出新聞』

●祇園祭の期日變更　祇園祭は清々講社幹事等の協議會に於て來る十四日に執行することに決せしが前號にも記載し置きし如く渡邊知事は再昨日清々講社幹事、鉾町総代等を招き十一月まで延期し紀念祭後の賑ひを添へては如何との事を協議したる處元來祇園會は夏祭なれば十一月まで延期するときは衣裳装束等時候遅れと爲り不都合なりとて種々の事情を述べたるより知事も然らば詮方なければ内貴紀念祭委員長と協議の上宜しく決定する様にと告げしかば一昨日総代として平井榮三郎、廣田金兵衛の両氏議事堂に赴き内貴委員長に面談したる處同委員長は本月十五日以後になれ

ば瀧車瀧船賃の割引もあり他府縣よりの來京者追々增加すべく旁々其期日を紀念祭の間際まで延ばせば万事都合善かるべしと協議しければ総代等も數日の日延なれば差支なしとて遂に前日の決議を取消し左の日割にて執行することに確定せり

十月七日　神輿洗〇十一日　神幸〇十二日　稚兒社參〇十三日　鉾建〇十八日　山鉾巡行〇同日　還幸〇二十日　神輿洗

[47] 明治二十八年（一八九五）十月一日『日出新聞』

●祇園新地の揃ひ衣裝　徃昔より習慣となり來りたるもの、花街に多き中に祇園新地の祇園會には帷子にて祇園の紋所を崩し摸様にせし揃ろひの衣裝ありしが明治十年の頃より此曠着も廢止となりて隨意の衣裝となりしも本年は流行病も減退し祇園祭りも定まり之に加ふるに紀念祭の盛擧もあれば定めて諸國の人の來り集ふなるべし此盛擧を期として揃ひの衣裝に復せんと老妓連中の發議から女紅場では臨時會を開きて苦もなく同意し地質は染方を一定すべしとて井上大丸へ注文するに五百餘枚の衣類は五日間に仕上げて渡すべき約束となり其色合は藝娼妓とも年齢を以て區別し舞妓の分は紀念祭を持ち合せて櫻橘の崩し摸様となし紋はいづれも五ツ紋にて各自の定紋を附べき筈なれども斯くは時日切迫して間に合ひがたしとて祇園神社の紋所をつける事とし神輿渡御の日より祭典中は此衣類にて、ヘイ今晩は、ねへはん大きに

[48] 明治二十八年（一八九五）十月二日『日出新聞』

●祭禮等に關する訓令　前號に報ぜし如く府知事は京都市一般に對する祭禮等差止めの府令を一昨日限り廢止せしが尚ほ各郡役所、郡部警察署及び分署に對し左の訓令を發したり

官國幣社私祭及府社以下祭禮幷盆踊等人民の群集は説諭の上延期又は停止方本年八月訓令第百二十一號の趣も有之候處病勢の消長飲食物注意の到否に依ては適宜擧行せしむるも不苦儀と心得べし

[49] 明治二十八年（一八九五）十月四日『日出新聞』

●祭日衛生注意の施行方　京都府檢疫醫市醫及び醫會員等の協議決定したる祭日衛生上注意の要件は前號欄外に記載せしが其施行方法は左の手續に據ることと定めたる由

一　各警察署詰の市醫并に檢疫官は該警察署長と協議し管轄内各町衛生組長并に総代集合協議の上別紙注意書（前號欄外所載）の各項を各戸へ諭達せしむる様尽力する事

一　本部詰檢疫醫官は祭日前二日後一日市内魚市場を衛生巡査と共に檢査すること

一　市醫并に各署詰檢疫官は衛生關係者と共に管轄内の煮羹屋すし屋等の飲食店料理店宿屋等を時々巡視する事

一　衛生組長に於ては該町各戸を祭日前一回巡視し別紙注意書の履行を促す事

一　衛生巡査は前各項の場所を巡視説諭する事

一　所轄警察署に於て清々講社幹事其他神事役員へ衛生上注意方を指示する事

[50] 明治二十八年（一八九五）十月十三日『日出新聞』

●祇園の神幸祭　一昨日は祇園祭の神幸にて例年の通り神輿三基は八阪

（坂）神社拜殿より鎧武者は松原弓屋町よりいづれも八坂神社に參集し氏子町々神事掛等行列して午後五時頃より神社を出で祇園町を縄手に縄手を三條へ三條を川原町へ川原町を四條御旅所に入りしは八時頃なりし道筋は何れも雑沓したりしも警察官の注意にて一人の負傷もなかりし由

［51］明治二十八年（一八九五）十月十三日『日出新聞』

●祇園新地の賑はひ　鉾に乗る兒もまつりの勢ひかな勢ひのある夏まつりも毒立の温鈍と倶に延た寒さに勢ひもぬけた様なるが勢ひづきたるものは祇園町にて兼ての報道の如く新調揃ひの衣裳は出来上りたり待に待たるは一昨日明日から祇園祭と粧ひ立て年輩によりて新蝶々から先かうがいイビシ水晶鴛鴦と髪には種々の變りはあれ衣装簪插は殘らず揃ひて是見よがしに街中をあるけば忙しげに青樓へ飛込むもあり早く見せたい人もあるべく巫山戯られて困りし輩もあらん此花揃を見ずんばあるべからずと繰込む連中も數多ありて同所は虎列拉以來の大息を少々吹かへしたる風情にて花の賣高も一万以上に及びたるよし

［52］明治二十八年（一八九五）十月十七日『日出新聞』

●祇園祭山鉾の抽籤　祇園祭山鉾巡行の順番に付き例の通り昨日京都府廳に於て半井社寺掛屬立會ひ鉾町総代登廳して抽籤したる處其順序左の如し

長刀鉾、錦天神山、山伏山、占出山、函谷鉾、油天神山、木賊刈山、郭巨山、鶏鉾、孟宗山、保昌山、太子山、月鉾、芦刈山、伯牙山、放下鉾、岩戸山、船鉾、
北観音山、辨慶山、八幡山、役行者山、鈴鹿山、鯉山、常明山、黒主山、南観音山

［53］明治二十八年（一八九五）十月十九日『日出新聞』

●しぶがき

（中略）

○市中　も賑ひ日増しに繁華祇園會濟みて都踊り始らん粋も不粋もいざ見に往け秋も櫻の花盛りよ

［54］明治二十九年（一八九六）五月三十日『日出新聞』

●練物見合せ　祇園新地にて一昨年再興せし同新地の練物は昨年は惡疫の爲め見合せたるが五□組合事務所にては非常の繁忙なると殊に惡疫流行の憂ひもあれば旁々本年も見合す事に成りたる由

［55］明治二十九年（一八九六）六月十九日『日出新聞』

●八坂神社の私祭　八坂神社にては例年の如く來る七月一日より左の日割にて私祭を執行する由尚ほ山鉾巡行の路筋は例年と同様なりと

七月一日　鉾囃子稽古始○同日　吉符入式○十日　神輿洗○同日鉾建○
十一日　鉾稚兒社參○十四日　山建○十五日　鉾曳初○同日　鬮取
（十七日分廿四日分）○十七日　山鉾巡行○同日　御神幸○十八日　観音山建○二十一日　山建○二十二日　曳初○二十四日　山巡行○同日
御神幸○二十八日　神輿洗

［56］明治二十九年（一八九六）七月十日『日出新聞』

●下京區長の告諭　辻下京區長は追々夏季に際し祇園會も既に近日にある

を以て昨日一遍の告諭を區内各衛生組長幹事へ發し一般へ通知方を照會せしが其要点は此際衛生上の注意を尤も嚴重にすべく左記の項は殊に實行を望むと云ふにあり

一赤飯及び冷素麺□他の飲食物を過食せざる事
一聊かたりとも腐敗に傾きし者は飲食せざる事
一生水を飲むべからず
一深更夜露の下に飲食し又は遊興せざる事

[57] 明治二十九年（一八九六）七月二十六日 『日出新聞』

●祇園會の祇園町　諸物價の騰貴にも拘はらずいつも同夜の祇園町は祇園會となりて一層景氣を持込み各席とも非常の賑はひといふ風にて去る十日以來毎日の花數平均二万内外の箱を飛し十七日の當日には二万五千の花に二千餘個の約束とは魂消た次第ながら諸商業とも一般の上景氣からと思へば何とやら頼母しく其後ドシヤ降りの霖雨にて人氣も濕れば城南地方は床浸しもありとて花數は一万七八千に減じたれども廿一日の土用次郎が三郎へつゞいて棒を降らす様な大雨ありたれども鴨河の增水ソレ面白からんと出かくる人あり忽まち二万以上の花に持かへり廿三日の宵山から當日にかけては終に二萬三千以上との呼聲を聞くに至れり昨年は各所宴會流行なりしかど流石に憚かる處もあり殊に拉病の爲めに温鈍の延たより面白からぬ祇園祭などにて正味の實入は尠なく箱入抔は上等株にのみ附まとひしが本年は中等以下にも及ぼし今後仕込の少なきより一般の潤ほひとなりしかども只困つたの一事は奈良晒の一齋祭着にて客の顔さへ見ると一度は必らず小言をいはれ二度は其揃衣ならモウ来るなといはれ三度は鴨西へ逃げ様かと叫ばるゝ程にて女紅場の命令心にかけぬ上等連は早くより越後縮又は明石又は絽抔に仕替ものありたれど是は極々僅少にて染屋の賑ひにはなりさうにもゆかず一般には奈良晒の押出しにて座敷仕舞には水霧吹いて大切に仕舞込むと舞妓連の赤入などは赤う浸み出して摸様も滅茶になると如何見ても髪結床の暖簾が雨さらしとなつたとより外受取れず新規に染直しは日數が足らず是を着て出ぬと忽まち女紅場からお目玉にて花行差止めといふ束縛壓制的命令を下さるゝ藝妓舞妓は困つた〳〵困つた上の泣泪が終に積りて廿一二日の霖雨になりたりとは天道様より確かにお飛脚ありて聞得たる處なり此の間に合はず笑はれ種くさゝれ艸の着物が一枚七圓五十錢とは馬鹿〳〵しいとお客の前で愚痴をこぼして暗に女紅場の係り役を罵しつて少しは胸を晴してもモウ一日よと辛抱してツヒ〳〵祇園會中着とほすとは祇園女の柔順なる處東京肌の活潑なるもの一人もなき故にして女紅場の壓制はます〳〵萬歳なるべし如今は土用見舞の入用時にて團扇も下つた譯にあらねば外になにかと穿鑿する妓もあるよし何をいふにもお金と相談で腹の痛まぬ工夫が肝腎ならん——とは向ふが却て先刻承知

[58] 明治三十一年（一八九八）七月十八日 『京都日出新聞』

●祇園祭の當日　昨年の當日は雨天にて錦繍の粧具金銀の金物悉皆油紙に包まれて合羽の行列の哀れなるさまなりしが本年は天氣つゞきにて昨日は殊によく晴たる上に南西の薫風徐むろに吹送りて膚心のよろしきまゝ朝來の人出は實に夥多しく四條通りより巡行の道筋に至れば熱度は人氣の爲めに高くなりて寒暖計の度數を狂はずに足るべく見受けたるが家々にては常式の來客あれども他國の取引先より來たるものは例年より少なきやうにて此の頃は外國人も避暑を兼ねて入京するもの多きも本年は米西の戦争あ

りペストの流行旁平年の半數にも至らずといふ偖て山鉾は午前九時より渡り初じめて祇園囃子は四隣を動かし鬮順にて寺町へ渡り來たるが鬮渡しの場所は四條高倉東へ入る今井方なりしかども同家は忌中にて同町の春木藤七方へ代り此夜へ片山下京區長は生形平瀬両書記を隨がへて出張し順次鬮渡しを濟したるが是れの渡し方は一種の古体を存し瞬間の動作にも頗ぶる体裁の可否あるものにて本年は一文字笠を取拂ふ文筥の紐の捌き方等占出山が第一なりしと噂さす市内下京區の三警察署は十一小學校を臨時集會所とし非番巡査も総出にて道筋へ配置し憲兵も非直とも総出にて警戒せり、先登の長刀鉾が松原烏丸に到りしは正午にて同鉾町は因幡薬師堂にて晝飯席を各山鉾は開智小學校及び松原の大丸、浄國寺、永養寺、法然寺等にて中食席とし順次居町へ復せしは午後二時より三時の間にてありし、巡行道筋には數多の氷店ありしかども割合ほどの□□へず山鉾の番附賣も左のみは賣行かずシヤボン玉のみよく賣れしは子供に不景氣なき故ならん、此見物に他國より入り來るもの數をしらねど七條の停車場にて調査すれば午前七時三十五分仝五十三分九時十三分着の乗客は六七分方祭禮の見物にて此此の平均三千二三百人なるに昨日は四千七八百人を揚げたり此外奈良、嵯峨の両鐵道又は伏見の電鐵等も多數の祭禮見物を運搬し來りし由、此外來人の饗なし又は其他の見物客の饗なさる、錦の店の賣行きは前年に比して減少し殊に鯖蛸の不消化物は其需用大きに減じたる仝く衛生注意の結果なるべきも鯛鱧の類は左まで減じもせず各料理屋も相當の注文あれど赤飯は年々減小する体なり晩景になりて木屋町先斗町其他の床は先づ例年の如き來客なりと思はれたり

[59] 明治三十二年（一八九九）七月十六日 『京都日出新聞』

●祇園會に付き注意　角松原警察署長は昨日其所轄内なる八阪神社氏子各組の衛生幹事を召喚し衛生上左の事項を各町人民に洩れなく注意すべき旨訓示したる由

一ラムネ、蜜柑水、肉桂水、生水、氷水等は成るべく飲用すべからざる事

一神輿渡御の節は煮沸したる水の外路傍に生水を出して飲用に供すべからざる事

一暴飲過食□慎むべき事

一深夜に至るまで宴飲すべからざる事